

東かがわ市告示第 105 号

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 11 月 2 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における社会課題の解決を目指し、官民連携で実証実験を実施する東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「社会課題」とは、子育て支援、高齢者介護、環境保護、まちづくりなどで、社会全体でこれから解決していくべき課題をいう。

(交付対象事業)

第 3 条 負担金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 市が設定したテーマに沿った社会課題の解決に資すること。
- (2) 将来に事業の継続が見込まれること。
- (3) 市内で実施する事業であること。
- (4) 事業の効果が市民に直接的に及ぶ事業であること。
- (5) 宗教的又は政治的意図を有した事業でないこと。
- (6) 法令等又は公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 公的な資金を用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業をいう。）でないこと。

(交付対象者)

第 4 条 交付対象者は、市内で前条に定める事業を営む者（ただし、個人での応募は不可とする。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 提案事業を主体となり実施できること。
- (2) 法令等又は公序良俗に反しておらず、かつ反するおそれがないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと、若しくは反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付対象経費)

第5条 交付対象経費は、本事業の実施に直接必要であり交付決定日以降の契約・発注により発生した経費であって、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 直接人件費（交付申請額の4分の1まで） 事業に直接関与する者の人件費
- (2) 原材料費 試作品などに直接使用する原料及び材料の購入に要する経費
- (3) 設備備品費 取得価格10万円以上の購入に要する経費（汎用性が高い物品は除く。）
- (4) 消耗品費 消耗品の購入に要する経費
- (5) 旅費・交通費 出張に係る経費、講師等の交通費実費
- (6) 謝金 事業実施に必要な活動を行うため、講師等に支払う謝金（源泉徴収税額を含む。）
- (7) 外注委託費 ホームページの作成、保守管理費等
- (8) マーケティング調査費 販路開拓・拡大に係る調査費用等
- (9) 広報活動費 広告宣伝費等
- (10) 借料 事業に専ら使用する車両、パソコン、プリンタ等機器のリース・レンタル費
- (11) 賃借料 事業実施に必要な施設や土地を借り上げる経費
- (12) その他市長が特に必要かつ適当と認める経費（通信運搬費、保険料、知的財産権等関連経費）

(負担金の額)

第6条 負担金の額は、交付対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得られた額以内とする。

- 2 負担金の交付は、予算の範囲内で1事業ごとの上限額は市長が定める額とする。
- 3 負担金の額に、千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(交付事業期間)

第7条 交付事業期間は、原則として、市長が第13条の規定による交付を決定した日から交付を決定した日が属する年度の3月31日までの範囲内とする。

(事業提案書の提出)

第8条 負担金の交付を希望し事業を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金 事業提案書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（記載項目等は別に定める。）
- (4) 提案の前年度から引き続き存続する団体にあつては、前年度の決算書及び事業報告書
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(書類審査)

第9条 市長は、提案募集期間内に前条に定める書類の提出があったときは、提出された書類を審査し、申請内容がこの要綱に定める要件に該当しないと明らかに認められる場合、又は地域における社会課題の解決につながる実証実験として市が協働して実施することが困難と認められる場合は、不採択と決定して提案者に通知するものとする。

(採択審査委員会の開催)

第10条 市長は、負担金を交付すべき者を決定するに当たり、採択審査委員会を開催し、提案者（前条の規定により不採択通知を行った者を除く。）に対し、申請内容について説明を求めるものとする。

2 市長は、提案者が前項の採択審査委員会を欠席した場合は、不採択として決定し提案者に通知するものとする。

(採択審査委員会)

第11条 市長は、提案された事業の企画内容の審査及び事業評価をするため、東かがわ市社会課題解決型実証実験採択審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会について必要な事項は、別に定めるものとする。

3 審査委員会は、申請書類により、事業内容について公益性、地域性、継続性及び将来性、実現性並びに独創性を総合的に審査し、審査結果を市長に報告する。

4 市長は、審査委員会の報告を踏まえ、事業の採択の可否を決定し、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金採択通知書（様式第4号。以下「採択通知書」という。）又は東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金不採択通知書（様式第5号。以下「不採択通知書」という。）により、提案者に対して通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第12条 前条第4項の規定により、採択通知を受けた者であって負担金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付申請書（様式第6号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の期日までに、申請者が市長に交付申請書を提出しない場合は、交付申請を破棄したものとみなす。

(負担金の交付決定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、負担金を交付すべきものと認めたときは、速やかに負担金の交付決定を行い、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、負担金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）は当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して

15日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は前条第1項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付事業着手前に交付事業を実施しないことを決定した場合には、速やかに申請の取下げをしなければならない。
- 3 前2項の申請の取下げは、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付申請取下げ書(様式第8号)を市長に提出することによって行うものとし、市に到達したことをもって当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。
- 4 前項又は第12条第2項に掲げることとなった場合は、市長は、採択通知をした提案者に対して、採択通知を取り消し、不採択通知書の通知をすることができる。
- 5 前項の規定により採択通知を取り消したときは、不採択通知をした別の提案者に対して、不採択通知を取り消し、採択通知書の通知をすることができる。

(交付事業の内容、経費総額又は経費の配分の変更等)

第15条 交付事業者は、交付事業の内容、経費総額又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定内容変更承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項のただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 交付事業に要する経費の30パーセント未満の減少となる内容を変更する場合
- (2) 交付事業の遂行に支障がなく、事業計画の細部の内容の変更をする場合

- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定内容変更承認通知書(様式第10号)により、交付事業者に通知するものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第16条 交付事業者は、交付事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業中止(廃止)承認申請書(様式第11号)により、市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付事業の遂行)

第17条 市長は、交付事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付事業者に対し、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業遂行状況報告書(様式第12号)の提出を求めることができる。

- 2 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業遂行困難状況報告書(様式第13号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第18条 交付事業者は、交付事業が完了したとき(交付事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過する日又は交付を決定した日が属する年度

の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金実績報告書（様式第14号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（負担金の額の確定）

第19条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合、その内容の審査及び現地調査等により、当該事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定通知書（様式第15号）により交付事業者へ通知するものとする。

（負担金の支払）

第20条 市長は、前条の規定による負担金の額の確定後に負担金を交付するものとする。

2 交付事業者は、前項の規定による負担金の交付を受けようとするときは、東かがわ市東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第21条 市長は交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）、本要綱に規定する措置に違反した場合
- (2) 虚偽申請等不適當な行為をした場合
- (3) 交付決定の内容又は目的に反して負担金を使用した場合
- (4) 正当な理由なく第18条に規定する実績報告書の提出を怠った場合
- (5) 当該交付事業を遂行する見込みがなくなった場合
- (6) 当該交付事業が事業実施期間内に終了しなかった場合

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合において、その旨を東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定取消通知書（様式第17号）により、交付事業者へ通知するものとする。

（負担金の返還）

第22条 交付事業者は、前条の規定による取消しを受けた場合において、既に負担金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で返還しなければならない。

2 前項の規定による返還金が期日までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、規則第19条に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

第23条 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、取得財産等を負担金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸付け

若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業取得財産等処分承認申請書（様式第18号）により、市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

- 2 交付事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第19号）を備え管理しなければならない。
- 3 交付事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条に定める実績報告書による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 取得財産等のうち、市長が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の財産とする。
- 5 第1項による所得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 6 市長は、交付事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることがある。

（立入検査）

第24条 市長は、交付事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付事業者に対し、交付事業に関し報告を求め、又は市長の指定する者により交付事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（負担金の経理）

第25条 交付事業者は、交付事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告会の開催）

第26条 第18条の規定にかかわらず、市長は、交付事業者に対し、事業期間中又は事業完了後に審査委員会への報告を求めることができる。

（個人情報の保護）

第27条 市長は、提案者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年11月2日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金 事業提案書

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金の交付を受けたいので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 収支予算書（様式第2号）
- 3 事業計画書（様式任意。記載項目等は公募要領に定める）
- 4 前年度の決算書及び事業報告書（提案の前年度から引き続き存続する団体のみ）
- 5 誓約書（様式第3号）
- 6 履歴事項全部証明書（既に会社設立済の場合）

様式第2号（第8条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

誓約書

当社は、下記の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことから、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。なお、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第4条の交付対象者に該当します。
- 2 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法令（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。法人等の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 6 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。

年 月 日

東かがわ市長 様

名称

代表者職・氏名

.....

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金採択通知書

年 月 日付けで提出のあった事業の提案を採択することに決定したので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。負担金の交付を申請する場合は 年 月 日までに、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付申請書（様式第6号）を提出してください。

様式第 5 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金不採択通知書

年 月 日付で提出のあった提案は「不採択」と決定したので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

様式第 6 号 (第 12 条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付申請書

年度において、下記のとおり東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業における事業を実施したいので、負担金を交付されるよう東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|-------|---------------|
| 1 | 交付申請額 | 円 | |
| 2 | 事業の目的・内容 | 別紙 1 | 事業計画書のとおり |
| 3 | 事業に要する経費の配分 | 別紙 2 | 交付対象経費内訳書のとおり |
| 4 | 着手・完了予定年月日 | | |
| | 着手日 | 年 月 日 | |
| | 完了日 | 年 月 日 | |
| 5 | 見積書、選定理由書 | | |

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった負担金の交付については、下記のとおり決定したので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 負担金の交付決定額 円
- 3 交付条件
 - (1) この負担金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）
 - イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 交付事業等が完了したときは、速やかに交付事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。
 - (4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付事業等の執行状況について実地検査をします。
 - (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、交付金の返還を求めます。

様式第 8 号（第 14 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金の交付申請を、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 14 条の規定により下記の理由により取下げます。

記

取下げの理由

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった交付事業の内容、
経費総額又は経費の配分を、下記のとおり変更したいので、東かがわ市社会課題解決型実証
実験負担金交付要綱第15条の規定により申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
2 既交付決定額 円
3 変更の理由

4 変更の内容

変更前	変更後

5 経費配分変更明細

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費		補助対象経費	
	変更前	変更後	変更前	変更後
〇〇費				
合計				

(注)

事業の内容を変更する場合は、変更後の事業計画書等を添付してください。

5 は消費税及び地方消費税込みの金額を記載してください。

様式第 10 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付決定内容変更承認申請については、下記のとおり決定したので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 交付年度 年度

2 変更交付決定額 円

3 既交付決定額 円

4 交付条件

- (1) この負担金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）
 - イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 交付事業等が完了したときは、速やかに交付事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。
- (4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付事業等の執行状況について実地検査をします。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (6) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、負担金の返還を求めます。

様式第 11 号（第 16 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 16 条の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業の進捗状況
- 3 事業を中止する期間
- 4 事業実施の見通し

（注）

廃止の場合は、1のみ記載してください。

様式第 12 号（第 17 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業について、年 月 日現在における事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 事業の遂行状況

以上

様式第 13 号（第 17 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業遂行困難状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

様式第 14 号（第 18 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業について、下記のとおり、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 18 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 負担金の額 円
- 2 添付書類
 - (1) 収支決算書 別紙 1 経費配分報告書のとおり
 - (2) 収支決算書の根拠となる証拠書類（領収書、請求書、会計監査に関する書類等）
 - (3) 交付事業等の実施状況を示す書類 別紙 2 事業実績表のとおり
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 備考

別紙1 経費配分報告書

(1) 総括表

(単位：円)

経費区分	事業に要した経費		補助対象経費	
	決定額	実績額	決定額	実績額
〇〇費				
合計				

(注) 消費税及び地方消費税込みの金額を記載してください。

(2) 経費の内訳

各経費の配分ごとの実績の内訳を記載してください。

経費区分	内訳

(3) 取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	処分制 限期間	保管場 所	備考

(注)

- ・取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の取得財産等が対象です。
- ・交付の対象を明らかにするために作成します。
- ・取得財産等は、減価償却資産で、区分は、不動産、不動産の従物、機械及び装置、器具、備品、工具、車両及び運搬具、その他の財産とします。
- ・数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- ・金額は所要額（税込み）を記入してください。
- ・取得年月日は、検収年月日を記載してください。
- ・処分制限期間は、本要綱第23条第5項に定める期間を記載してください。

別紙2 事業実績表

(1) 活動実績

- ・事業の内容
- ・事業実施期間
- ・事業の成果
- ・今後の見通し
- ・その他

(2) 事業実施期間の収支決算

- ・収入の部 円
- ・支出の部 円

(3) 事業売上実績及び今後の見通し

様式第 15 号（第 19 条関係）

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業等の実績報告に係る補助金の額については、下記のとおり確定したので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

記

1 交付年度 年度

2 負担金交付確定額 円

3 交付条件

- (1) この負担金は、申請のあった目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は交付事業等の執行状況について実地検査をします。
- (3) 東かがわ市補助金等交付規則等の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第 16 号（第 20 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付請求書

年 月 日付け 第 号により負担金の確定通知のあった交付事業等について、下記のとおり東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	()

様式第 17 号（第 21 条関係）

年 月 日

様

東かがわ市長

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。
負担金の返還については、年 月 日までに納めてください。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 負担金の確定額 | 円 |
| 2 負担金の既交付済額 | 円 |
| 3 返還額 | 円 |
| 4 取り消しの理由 | |
| 5 備考 | |

様式第 18 号 (第 23 条関係)

年 月 日

東かがわ市長 様

所在地
名称
代表者氏名

東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業取得財産等処分承認申請書

年度東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、東かがわ市社会課題解決型実証実験負担金交付要綱第 23 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 取得財産等の品目

2 取得年月日 年 月 日

3 取得価格及び時価

(1) 取得価格 円

(2) 時 価 円

4 処分の方法

5 処分の理由

様式第 19 号（第 23 条関係）

取得財産等管理台帳（取得財産等管理明細表）

区分	財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	処分制 限期間	保管場 所	備考

（注）

- ・ 取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の取得財産等が対象です。
- ・ 交付の対象を明らかにするために作成します。
- ・ 取得財産等は、減価償却資産で、区分は、不動産、不動産の従物、機械及び装置、器具、備品、工具、車両及び運搬具、その他の財産とします。
- ・ 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- ・ 金額は所要額（税込み）を記入してください。
- ・ 取得年月日は、検収年月日を記載してください。
- ・ 処分制限期間は、本要綱第 23 条第 5 項に定める期間を記載してください。